

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十一年 四月 一日

目次

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三
岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	八
岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	九
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	〇
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	一
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	(同)	一五

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第一号中りを削り、又をりとし、ルを又とする。

別表行政職の表知事の項本庁部長の欄中「理事」を「理事」に、

「理事」に、会計管理者 出納事務局長

を「参与」に、「振興局長」を「振興局長」に改め、同項本庁次長

長「を」を「参与」に、「振興局長」を「振興局長」に改め、同項本庁次長

の欄中「秘書広報総括監」を「観光交流推進局長」に改め、「農業技監」及び「岐阜県

税務務所長」を削り、「県立病院副院長」を「県立病院副院長(総合医療センター副院

長を除く。)に、「土木事務所長(岐阜、大垣、可茂、多治見及び高山土木事務所長に

限る。)」を「土木事務所長(岐阜、大垣、可茂及び高山土木事務所長に限る。)」に改め、

警察署交				
通地域官				

別表医療職(一)の表知事の項副院長の欄中「岐阜保健所長」を「関係保健所長」に改め、同項主任医長の欄中「医療機関(岐阜保健所を除く。)(の長」を「医療機関(関係保健所を除く。)(の長」に改める。

「食肉衛生検査所課長

別表医療職(二)の表知事の項副部長の欄中 医療機関の課長

家畜保健衛生所(岐阜家畜保健衛生所を除く。)

を 「食肉衛生検査所課長 医療機関(岐阜家畜保健衛生所を除く。)(の課長」に改め、同表備考中

「課長」

及び希望が丘学園」を「希望が丘学園及び家畜保健衛生所」に改める。

別表医療職(三)の表知事の項看護部長の欄中「看護専門学校副校長」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号及び第二号並びに第十二条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第三十四条第一項第三号イ中「警部及び警部補交番に限る。」を削る。

第三十七条第一項中「校長」の下に「副校長」を加え、同条第四項中「教諭」を「指導教諭、教諭」に改める。

第三十八条の十九第七項中「産業労働観光部産業政策課」を「商工労働部商工政策課」に改める。

第四十八条の十六中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第六十九条の五を次のように改める。

第六十九条の五 条例第三十七条の二第二項第二号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員とする。

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子(当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。)を出迎えるため赴く職員
- 二 その子を養育するため早出遅出勤務をすることが相当であると認める職員(前号に掲げる職員を除く。)

第七十五条第一項第五号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

別表第一の二教育職給料表(二)の部中

2 級	11,100円
2 級	11,500円

に改め、同表教育職給料表(三)の部中

2 級	10,900円
2 級	11,200円

に改める。

別表第一の三知事の部本庁の項中「理事」の下に「会計管理者」を加え、「管理職、出納事務局長」を削り、「秘書広報総括監」を「観光交流推進局長、出納事務局長」に改め、「農業技監」、「食品安全推進室長」、「消費生活対策監」及び「入札制度企画監」を削り、「県立病院・看護大法人化推進室長」の下に「食品安全推進室長」を加え、「訟務対策監」を削り、「個人住民税徴収企画監」の下に「認定審査監、移住・定住対策監」を加え、「県有施設管理監、少子化対策監」を削り、「先端技術企画監」の下に「消費生活対策監」を加え、「技術調整監」及び「ブランド戦略企画監」を削り、「森林監視指導監」の下に「入札制度企画監」を、「高速道路企画監」

の下に、「道路管理企画監」を加え、同部東京事務所の項中「一種」を「二種」に、

副所長、企業誘致監	四種
課長、六本木センター所長	六種

を

管理監	四種
-----	----

に改め、同部名古屋事務所の項中

管理監	四種
課長	六種

を

管理監	四種
-----	----

に改め、同部職員研修所の項中

所長	二種
課長	六種
主幹	七種

を

管理監	二種
-----	----

に改め、同部県立看護大学の項中

事務局長	二種
学部長、研究科	管理監

に改め、同部精神保健福

事務局長、学部長、研究科長	二種
長	一種
	二種
	四種

を

管理監	二種
-----	----

社センターの項中

所長	二種
管理監	四種

を

所長	二種
管理監	四種

に改め、同部身体障害者更正相談所の項及び女性相談センターの項中「二種」を「四種」

に改め、同部情報科学芸術大学院大学の項中

事務局長、研究科長、図書館長、センター長	二種
----------------------	----

種

事務局長、研究科長、図書館長、センター長	二種
管理監	四種

を

管理監	四種
-----	----

に改め、同部国際たくみア

室長」を削り、同表教育委員会の部森林文化アカデミーの項中

副学長、事務局長	管理監
----------	-----

に改め、同部図書館の項中

副学長、事務局長	二種
課長	二種
	四種
	六種

を

副学長、事務局長	二種
----------	----

に改め、同部高山陣屋管理事務

高山陣屋管理事務

に改め、同部中

副館長	二種
課長	四種
	六種

を

副館長	二種
-----	----

に改め、

同部博物館の項中

館長	一種
副館長	二種

を

館長	一種
----	----

に改め、

同部美術館の項中

部長	四種
課長	六種

を

部長	四種
----	----

に改め、

同部ミニシアムひだの項中

館長	二種
部長	四種

を

館長	一種
----	----

に改め、同表公安委員会の部警務本部の項中「土佐警察署」の「上」に「土佐警察署」を加え、「鉄道警察隊」を置く。

別表第一の四の表中

3 級	六種	55,500円
	七種	46,200円

を

3 級	六種	55,500円
	七種	46,200円
特2級	八種	36,000円

別表第一の四の五の表中

3 級	六種	53,800円
	七種	44,800円

を

3 級	六種	53,800円
	七種	44,800円
特2級	八種	34,000円

別表第一の五の六の表中

800円	「
800円	
300円	

別表第一の五の七の表中

3 級	六種	40,600円
	七種	33,800円

を

3 級	六種	40,600円
	七種	33,800円
特2級	八種	24,700円

別表第一の五の八の表中

3 級	六種	39,800円
	七種	33,100円

を

3 級	六種	39,800円
	七種	33,100円
特2級	八種	24,000円

別表第二 (第25条の7関係)

800円	「
100円	
300円	

別表第二 (第25条の7関係) を次のように改める。

職員の区分	1 種	2 種	3 種	4 種
1年未満	円 365,500	円 306,000	円 249,100	円 183,100
1年以上2年未満	365,500	306,000	249,100	183,100
2年以上3年未満	365,500	306,000	249,100	183,100
3年以上4年未満	365,500	306,000	249,100	183,100
4年以上5年未満	365,500	306,000	249,100	183,100
5年以上6年未満	365,500	306,000	249,100	183,100
6年以上7年未満	365,500	306,000	249,100	183,100
7年以上8年未満	365,500	306,000	249,100	183,100
8年以上9年未満	365,500	306,000	249,100	183,100
9年以上10年未満	365,500	306,000	249,100	183,100
10年以上11年未満	365,500	306,000	249,100	183,100
11年以上12年未満	365,500	306,000	249,100	183,100
12年以上13年未満	365,500	306,000	249,100	183,100
13年以上14年未満	365,500	306,000	249,100	183,100
14年以上15年未満	365,500	306,000	249,100	183,100
15年以上16年未満	365,500	306,000	249,100	183,100

16年以上17年未満	361,500	302,700	246,500	181,500
17年以上18年未満	357,500	299,400	243,900	179,900
18年以上19年未満	353,500	296,100	241,300	178,300
19年以上20年未満	349,500	292,800	238,700	176,700
20年以上21年未満	345,500	289,500	236,100	175,100
21年以上22年未満	328,700	275,800	224,100	165,900
22年以上23年未満	311,600	261,800	212,300	156,200
23年以上24年未満	295,000	248,400	200,300	147,100
24年以上25年未満	278,100	234,600	188,600	137,500
25年以上26年未満	261,300	221,000	176,800	128,300
26年以上27年未満	240,600	203,400	162,500	117,400
27年以上28年未満	220,300	186,400	148,200	107,000
28年以上29年未満	200,000	169,200	134,000	96,700
29年以上30年未満	179,300	151,600	119,700	85,800
30年以上31年未満	157,500	133,700	104,800	75,200
31年以上32年未満	135,600	115,500	90,000	64,200
32年以上33年未満	114,000	97,700	74,900	53,800
33年以上34年未満	82,200	71,700	55,800	39,700
34年以上35年未満	52,500	47,500	37,500	26,500

別表第四の二中 関市板取一五四の二二 を 関市板取一五四の二二 に改定する。

別表第五小学校の表下四市の部中 「総島小学校」 「馬瀬小学校」 に改定する。

別表第五の三中 白鳥町中西外別一〇八五の七二 所 阿多岐夕△管理事務 を削り、

馬瀬惣島一五一八 中切九七六 総島小学校 中切小学校 を 馬瀬中切九

七六 馬瀬小学校 「郡上特別支援学校」を「郡上特

別表第六中 別表第六中 (小学校・中学校) に改定する。

別表第六中	
2	級
円	
4,200	4,200
4,200	4,200
4,200	4,200
4,200	4,200
4,500	4,500
4,500	4,500
4,500	4,500
4,500	4,500
4,700	4,700
4,700	4,700
4,700	4,700
4,700	4,700
4,700	4,700
4,700	4,700
5,000	5,000
5,000	5,000
5,000	5,000
5,000	5,000
5,200	5,200
5,200	5,200
5,200	5,200
5,200	5,200

5,500 5,500 5,500 5,500 5,800 5,800 5,800 5,800 6,000 6,000 6,000 6,000 6,200 6,200 6,200 6,200 6,600 6,600 6,600 6,600 7,100 7,100 7,100 7,400

7,400 7,400 7,400 7,700 7,700 7,700 7,700 8,300 8,300 8,300 8,300 8,600 8,600 8,600 8,600 8,900 8,900 8,900 8,900 9,600 9,600 9,600 9,600 9,900 9,900 9,900

9,900 10,200 10,200 10,200 10,500 10,500 10,500 10,800 10,800 10,800 10,800 11,100 11,100 11,100 11,400 11,400 11,400 11,400 11,600 11,600 11,600 11,600 11,600 11,600 11,600

11,800 11,800 11,800 12,200 12,200 12,200 12,400 12,400 12,400 12,600 12,600 12,600 12,600 12,900 12,900 12,900 12,900 13,100 13,100 13,100 13,100 13,300 13,300 13,300

13,300 13,300 13,400 13,400 13,400 13,400 13,600 13,600 13,600 13,600 13,700 13,700 13,700 13,700 13,900 13,900 13,900 13,900 14,000 14,000 14,000 14,000 14,100 14,100 14,100 14,100

13,900	10,500	12,700				5,800	7,900			13,700
	10,500	12,700	8,300	10,900		5,800	7,900			13,700
14,100	10,500	12,700	8,300	10,900						13,700
14,100			8,300	10,900	6,000	8,700				13,700
14,100	10,800	12,900	8,300	10,900	6,000	8,700				13,900
14,100	10,800	12,900			6,000	8,700				13,900
14,300	10,800	12,900	8,600	11,100	6,000	8,700				13,900
14,300	10,800	12,900	8,600	11,100						13,900
14,300			8,600	11,100	6,200	9,000				13,900
14,300	11,100	13,100	8,600	11,100	6,200	9,000		7,700		14,000
14,300	11,100	13,100			6,200	9,000				14,000
14,400	11,100	13,100	8,900	11,400	6,200	9,000				14,000
14,400			8,900	11,400						14,000
14,400	11,400	13,400	8,900	11,400	6,600	9,300				14,000
14,400	11,400	13,400			6,600	9,300				14,100
14,400	11,400	13,400	9,600	11,600	6,600	9,300				14,100
14,400	11,400	13,400	9,600	11,600						14,100
14,400	11,400	13,400	9,600	11,600	7,100	9,900				14,100
14,400	11,600	13,600	9,600	11,600	7,100	9,900				14,100
14,400	11,600	13,600			7,100	9,900				14,100
14,400	11,600	13,600	9,900	12,000	7,100	9,900				14,100
14,500	11,600	13,600	9,900	12,000						14,100
			9,900	12,000	7,400	10,100				14,100
	11,800	13,700	9,900	12,000	7,400	10,100				14,200
	11,800	13,700			7,400	10,100				
	11,800	13,700	10,200	12,200	7,400	10,100				
	11,800	13,700	10,200	12,200						
			10,200	12,200	7,700	10,700				
	12,200	13,900	10,200	12,200	7,700	10,700				
	12,200	13,900			7,700	10,700				
	12,200	13,900	10,500	12,700	7,700	10,700				

を	
2 級	特2級
円	円
5,000	6,800
5,000	6,800
5,000	6,800
5,000	6,800
5,200	7,400
5,200	7,400
5,200	7,400
5,200	7,400
5,500	7,700
5,500	7,700
5,500	7,700
5,500	7,700
5,800	7,900
5,800	7,900

を次のように改正する。
 岐阜県職員等旅費条例施行規則（昭和三十三年岐阜県人事委員会規則第八号）の一部

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県人事委員会規則第四号

委員長 廣 瀬 英 二

平成二十一年四月一日

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

定は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

附 則

別表第七教育職給料表(二)教育職給料表(三)の部中「校長」の下に「及び副校長」を、「教頭」の下に「主幹教諭及び指導教諭」を加える。

		13,600	12,200
		13,600	12,400
		13,600	12,400
		13,600	12,400
		13,700	12,400
		13,700	12,600
		13,700	12,600
		13,700	12,600
		13,900	12,600
		13,900	12,600
		13,900	12,900
		13,900	12,900
		13,900	12,900
		14,000	12,900
		14,000	13,100
		14,000	13,100
		14,000	13,100
		14,100	13,100
		14,100	13,300
		14,100	13,300
		14,100	13,300
		14,100	13,300
		14,100	13,400
		14,100	13,400
		14,200	13,400

7,700 8,900

に改める。

第三条を次のように改める。

(新規採用職員の赴任旅費)

第三条 旅費条例第二条第一項第六号に規定する「人事委員会規則で定める職員」は、次号に掲げる職員とする。

一 国又は他の地方公共団体から引き続き採用される職員

二 医師又は歯科医師の職にある職員

三 その他人事委員会の承認を得た職員

第四条を削る。

第三条の二中「第二条第三項」を「第二条第二項」に、「別表第一の三」を「別表第一」に改め、同条を第四条とする。

第五条第二号中「又は外国への旅行に伴う支度のため」及び「又は支度料」を削る。

第九条第三項中「第三条の二」を「第四条」に改める。

第十二条第三項中「勤務条件条例」を「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十一年岐阜県条例第二十九号。以下「勤務条件条例」という。）」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十七条を次のように改める。

(旅行雑費)

第十七条 旅費条例第三十九条に規定する「その他人事委員会規則で定めるもの」は、外国への旅行に伴つて特に必要として任命権者の承認を得た経費とする。

第十八条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「旅費条例第十九条第一項に規定する近距離旅行以外の旅行をした場合には、宿泊した場合を除き、当該旅行について支給される旅行諸費の二分の一の額を支給するものとする」を「旅行をした場合には、旅行諸費は支給しないものとする」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条第五号中「六級以下の職務にある者」を「知事等以外の者」に改め、同条を同条第三号とし、同条第六号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十一号中「日数及び夜数」を「夜数」に改め、同条を同条第九号とし、同条第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第十二号とする。

第十九条及び第二十条中「別表第一の二備考」を「別表第一の一の備考」に改める。

別表第一及び別表第一の二を削る。
別表第一の三中「(第三条の二関係)」を「(第四条関係)」に改め、同表を別表第一とする。

別表第二中

職務の級	職氏名	旅行期間	日から
行政職に携り盡した級		年 月 日	日まで
級	職務先		
職務	職務先		

を

職氏名	旅行期間	日から
	年 月 日	日まで
職務	職務先	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第五号

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則（昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号）の一

部を次のように改正する。

別表口の表第四号区分の項第十三号を第十五号とし、第七号から第十二号までを二
号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 平成二十一年四月以後の給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその
属する職務の級が三級であったものうち、平成二十一年四月以後の給与条例第二
十三条第一項の規定による期末手当の計算の基礎とされる同条第五項に規定する人
事委員会規則で定める割合が百分の十五であったもの

別表口の表第四号区分の項第五号の次に次の一号を加える。

六 平成二十一年四月一日以後適用されている給与条例(他の条例又は規則において
引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成二十一年四月以後の給
与条例」という。)の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級
が三級であったものうち、平成二十一年四月以後の給与条例第二十三条第一項の
規定による期末手当の計算の基礎とされる同条第五項に規定する人事委員会規則で
定める割合が百分の十五であったもの

別表口の表第五号区分の項第四号中「もの」の下に、「(第四号区分の項第六号に掲げ
る者を除く。)」を加え、同項中第十六号を第十八号とし、第七号から第十五号までを二
号ずつ繰り下げ、同項第六号中「もの」の下に、「(第四号区分の項第八号に掲げる者を
除く。)」を加え、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 平成二十一年四月以後の給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者で、そ
の属する職務の級が特二級であったもの

別表口の表第五号区分の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 平成二十一年四月以後の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者で、そ
の属する職務の級が特二級であったもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号)の一部
を次のように改正する。

別表第一事務局の項中「政策調査室長」を削る。

別表第二本庁の項中「理事」の下に「会計管理者」を加え、「出納事務局長」に改め、「秘書広報総括監」を「観光交流推進局長、出納事務局長」に改め、「農業技監」及び「訟務対策監」を削り、「県有施設管理監、少子化対策監」を「認定審査監、移住・定住対策監」に改め、「技術調整監」及び「ブランド戦略企画監」を削り、「高速道路企画監」の下に「道路管理企画監」を、「秘書課の課長補佐及び主査」の下に「危機管理課の管理調整の事務を担当する課長補佐(当該課長補佐が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査)」を加え、「健康管理の事務を担当する課長補佐(当該課長補佐が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査)」を加え、「給与の事務を担当する課長補佐及び主査」を「給与及び認定の事務を担当する課長補佐、主査、主任及び主事」に、「産業政策課」を「商工政策課」に改め、「政策企画の事務を担当する課長補佐(当該課長補佐が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査)」の下に「とし、健康福祉政策課の下呂市駐在の課長補佐を除く。」を加え、同表保健所の項中「副所長」を削り、同表土木事務所の項中「道路維持課長」を「及び道路維持課長」に改め、「及び公有地化推進課長」を削り、同表東京事務所の項中「副所長、総務課長、企業誘致監、産業振興課長、六本木センター所長」を「管理監」に改め、同表名古屋事務所の項中「総務課長」を削り、同表職員研修所の項中「研修課長、主幹」を削り、同表県立看護大学の項中「管理監」を削り、同表看護専門学校中の「副校長」を削り、同表精神保健福祉センターの項中「所長」の下に「管理監」を加え、同表情報科学芸術大学院大学の項中「センター長」の下に「管理監」を加え、同表阿多岐ダム管理事務所の項を削る。

別表第三森林文化アカデミーの項中「管理監」を削り、同表図書館の項を削り、同表中

御嶽少年自然の家

所長

御嶽少年自然の家

所長

図書館

館長、副館長、総務課長

を	高山障屋管理事務所	所長
	文化財保護センター	所長、総務課長

改め、同表博物館の項中「副館長」を削り、同表美術館の項中「課長」を削り、同表高山障屋管理事務所の項を削り、同表ミュージアムひだの項中「部長、総務課長」を削る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第七号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

「	別表第一二の表	3 級	1 高等学校の副校長又は教頭の職務
		2	特別支援学校の教頭の職務

を	「	特 2 級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
			3 級

「改め、別表第一ホの表

「	を	3 級	中学校又は小学校の教頭の職務
		特 2 級	中学校又は小学校の主幹教諭又は指導教諭の職務

3 級 中学校又は小学校の副校長又は教頭の職務

「改め、

別表第一二の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

二 教育職給料表（二級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級		
		1 級	2 級	特 2 級
校長	大学卒		0	0
	短大卒			0
副校長 教頭	大学卒		0	0
	短大卒		0	0
主幹教諭 指導教諭	大学卒		0	7
	短大卒			10
教諭 養護教諭 栄養教諭 各種学校の教員	大学卒		0	
	短大卒	0	2.5	2.5
助教諭	大学卒			別に定める

40	44	29	25	10	6	1	1	68	65
41	45	29	26	11	7	1	1	68	65
41	46	30	27	12	8	1	1	68	65
42	47	30	28	13	9	1	1	68	65
42	48	31	29	14	10	1	1	68	66
43	49	31	30	15	11	1	1	68	66
43	50	32	31	16	12	1	1	68	66
44	51	32	32	17	13	1	1	69	66
44	52	33	33	18	14	1	1	を	
45	53	34	34	19	15	1	1	2級	特2級
45	54	35	35	20	16	1	1	1	1
46	55	36	36	21	17	2	1	1	1
46	56	37	37	22	18	3	1	1	1
47	57	37	38	23	19	4	1	1	1
47	58	38	39	24	20	5	1	1	1
48	59	38	40	25	21	6	2	1	1
48	60	39	41	26	22	7	3	1	1
49	61	39	42	27	23	8	4	1	1
49	62	40	43	28	24	9	5	1	1

氏名

備考

1 特2級である職員を3級に昇格させた場合におけるこの表の適用については、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた職務の級の号給に、その者が特2級に昇格した日以降に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

2 前項の規定による号給の額が、昇格日の前日に受けていた号給の額を下回る場合は、昇格後の号給は、前項の規定にかかわらず、昇格日の前日に受けていた号給の額の直近上位の額の号給とする。

67		65	91	59	81	50	63
67		65	91	60	82	50	64
68		65	92	60	82	51	65
68		65	92	61	83	51	66
68		65	93	61	83	52	67
68		65	93	61	84	52	68
68		65	94	61	84	53	69
68		66	94	62	85	53	70
68		66	95	62	85	54	71
68		66	95	62	86	54	72
68		66	96	62	86	55	73
68		66	96	63	87	55	74
68		66	97	63	87	56	75
68		66	97	63	88	56	76
67		67	98	63	88	57	77
67		67	98	64	89	57	78
67		67	99	64	89	58	79
67		67		64	90	58	80
67		67		64	90	59	81

氏名 回表に備考として次のとおり

			68		62		54		42		25		6	別表第七ホの表中
			68		63		54		43		26		7	
			68		63		55		43		27		8	
			68		63		55		44		28		9	
			69		64		56		44		29		10	
			69		64		56		45		30		11	
			69		64		57		46		31		12	
			69		65		57		47		32		13	
			70		65		58		48		33		14	
			70		65		58		49		34		15	
			70		65		59		49		35		16	
			70		66		59		50		36		17	
			71		66		60		50		37		18	
			71		66		60		51		38		19	
			71		66		61		51		39		20	
			71		67		61		52		40		21	
			72		67		61		52		41		22	
					67		62		53		41		23	
					67		62		53		42		24	

63	55	54	36	43	17	26	1	7	1	2級
63	56	55	37	43	18	27	1	8	1	
63	57	55	38	44	19	28	1	9	1	
64	58	56	39	44	20	29	1	10	1	
64	59	56	40	45	21	30	2	11	1	
64	60	57	41	46	22	31	3	12	1	
65	61	57	42	47	23	32	4	13	1	
65	62	58	43	48	24	33	5	14	1	
65	63	58	44	49	25	34	6	15	1	
65	64	59	45	49	26	35	7	16	1	
66	65	59	46	50	27	36	8	17	1	
66	66	60	47	50	28	37	9	18	1	
66	67	60	48	51	29	38	10	19	1	
66	68	61	49	51	30	39	11	20	1	
67	69	61	50	52	31	40	12	21	1	
67	70	61	51	52	32	41	13	22	1	
67	71	62	52	53	33	41	14	23	1	
67	72	62	53	53	34	42	15	24	1	
68	73	62	54	54	35	42	16	25	1	

68	74
68	75
68	76
69	77
69	77
69	78
69	78
70	79
70	79
70	80
70	80
71	81
71	82
71	83
71	84
72	85
	86
	87
	88

89
89
90
90
91
91
92
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
101
102

102
103

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

1 特2級である職員を3級に昇格させた場合におけるこの表の適用については、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた職務の級の号給に、その者が特2級に昇格した日以降に受けた号給に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

2 前項の規定による号給の額が、昇格日の前日に受けていた号給の額を下回る場合は、昇格後の号給は、前項の規定にかかわらず、昇格日の前日に受けていた号給の額の直近上位の額の号給とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第八号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項を附則第十九項とし、附則第十四項から附則第十七項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十三項の次に次の一項を加える。

(平成二十二年一月一日における一般職員の昇給の号給数等)

14 第六項から第十一項までの規定は、平成二十二年一月一日における一般職員の昇給について準用する。この場合において、第六項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成二十二年一月一日」と、同項第一号中「切替日前」とあるのは「平成二十二年一月一日(以下「基準日」といふ。)前」と、「切替日後」とあるのは「基準日後」と、「数から一を減じて得た数に相当する号給数」とあるのは「号給数」と、同項第二号中「平成十八年十一月三十一日」とあるのは「平成二十一年十一月三十一日」と、第九項中「切替日から平成十八年十二月三十一日」とあるのは「基準日から平成二十一年十一月三十一日」と、第十項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成二十二年一月一日」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十一年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社